別表４とは

▼中・高の2枚目の免許状取得を行うにあたって、すでに免許状を取得している方がそれをもとに同校種他教科（例：高一種免・公民の所持者がそれをもとに高一種免・地理歴史を取得する）の免許を別表第1より少ない単位修得で取得することができる。その取得方法を規定しているのが別表第4。

▼この方法による免許状取得に必要な単位として、教科に関する専門的事項に関する科目の20単位は5条別表第1と同様に各科目区分において、一般的包括的内容を含む科目の修得を含み最低20単位以上（二種免の場合は10単位）修得することが施行規則第15条第1項に規定されている。教職専門科目については、施行規則第15条第2項に教科の指導法を修得するように規定されている。

▼別表第1の場合とは異なり、単位の修得以外に、身体検定と人物検定が行われる。それぞれ「身体に関する証明書」と「人物に関する証明書」が必要になる。身体検定は健康診断証明書をもって実施され、人物検定については、人物に関する証明書の提出または免許担当部局の職員または指導主事（教員）による面接が実施される。

▼検定授与となるため、一括申請による取得ができない。そのためすべて個人申請となる。翌年度4月から別表第4で取得する免許教科での採用が決まっている場合は、元となる1つ目の免許状は確実に一括申請で取得し、取得後（卒業式後）すぐに都道府県教育委員会の免許担当部局に申請し、年度内に発行にかかる手続きを終える必要がある。免許状本紙の受け取りは2～3か月後になるが、授与証明書の発行手続きをその場で行い、年度内発行の証明を確実に得ておく必要がある。

◆免許法（抜粋）

|  |
| --- |
| （教育職員検定）  第6条　教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について、授与権者が行う。  2　《略》  3 1以上の教科についての教諭の免許状を有する者に他の教科についての教諭の免許状を授与するため行う教育職員検定は、第1項の規定にかかわらず、受検者の人物、学力及び身体について行う。この場合における学力の検定は、前項の規定にかかわらず、別表第4の定めるところによつて行わなければならない。 |

◆別表第4（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第 一 欄 | | 第 二 欄 | 第 三 欄 |
| 所要資格  受けようとす  る他の教科につい  ての免許状の種類 | | 有することを必要とする第一欄に掲げる教員の一以上の教科についての免許状の種類 | 大学において修得することを必要とする教科及び教職に関する科目の最低単位数 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 専修免許状 | 52 |
| 一種免許状 | 専修免許状又は一種免許状 | 28 |
| 二種免許状 | 専修免許状、一種免許状又は二種免許状 | 13 |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 専修免許状 | 48 |
| 一種免許状 | 専修免許状又は一種免許状 | 24 |

◆免許法施行規則

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第15条　免許法別表第4に規定する中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。 | | | | | | |
|  | 受けようとする免許状の種類 | | 最低修得単位数 | | |  |
| 教科に関する専門的事項に関する科目 | 各教科の指導法に関する科目 | 大学が独自に設定する科目 |
| 中学校教諭 | 専修免許状 | 20 | 8 | 24 |
| 一種免許状 | 20 | 8 |  |
| 二種免許状 | 10 | 3 |  |
| 高等学校教諭 | 専修免許状 | 20 | 4 | 24 |
| 一種免許状 | 20 | 4 |  |
| 備考  一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ第4条第1項の表備考第一号から第四号まで又は第5条第1項の表備考第一号に定める修得方法の例にならうものとする。  二　各教科の指導法に関する科目の単位は受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。 | | | | |
|  | | | | | | |

第4条　免許法別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第一欄 | 最低修得単位数 | | | |
| 第二欄 | | （省略） | 第六欄 |
| 教科及び教職に関する科目 | 教科及び教科の指導法に関する科目 | | （省略） | 大学が独自に設定する科目 |
| 前項の各科目に含めることが必要な事項 | 教科に関する専門的事項 | 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） | （省略） |  |
| 専修免許状 | 28 | | （省略） | 28 |
| 一種免許状 | 28 | | （省略） | 4 |
| 二種免許状 | 12 | | （省略） | 4 |
| 備考  一　教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。  イ　国語　国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。）  ロ　社会　日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」  ハ　数学　代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ  ニ　理科　物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験  ホ　音楽　ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）  ヘ　美術　絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）  ト　保健体育　体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  チ　保健　生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）  リ　技術　材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ  ヌ　家庭　家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学  ル　職業　産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」  ヲ　職業指導　職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理  ワ　英語　英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解  カ　宗教　宗教学、宗教史、「教理学、哲学」  二　前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。  三　英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。  四　第一号中「　」内に示された事項は当該事項の1以上にわたつて行うものとする（次条第1項、第9条、第15条第2項、第18条の2及び第64条第2項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。 | | | | |